

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月二十五日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十三号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「令和四年二月二十八日」を「令和五年二月二十八日」に改める。

付則第七項第一号中「令和二年度相当分」を「令和三年度相当分」に、「令和二年度末」を「令和三年度末」に、「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区国民健康保険条例施行規則付則第四項の規定は、令和四年三月一日から適用する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十四号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を削る。

付 則

この規則は、令和四年五月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「次に掲げる者」の下に「（以下この条において「給与条例適用職員等」という。）」を、「会計年度任用職員」の下に「（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等が退職し、会計年度任用職員になった者を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、令和四年五月一日から施行する。